

北技保第185号の3
令和5年10月2日

北海道貨物自動車運送適正化事業実施本部長 殿

北海道運輸局自動車技術安全部長（公印省略）

事業用自動車における安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり北海道トラック協会会長へ通知しましたので、同協会に加盟していない事業者に対する通知について特段のご配慮方をお願いします。

なお、北海道運輸局のホームページに本通達を掲載していることを申し添えます。

（参考）

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達等

<https://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>

北技保第185号
令和5年10月2日

公益社団法人北海道トラック協会会長 殿

北海道運輸局自動車技術安全部長（公印省略）

事業用自動車における安全確保の徹底について

平素、自動車交通行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事業用自動車における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命ですが、事業用自動車に関係する重大事故等が道内で相次いで発生しています。特に、9月は報道されただけでも、転覆、衝突、死傷等の重大事故等が全業態で13件（乗合1件、貸切1件、乗用3件、貨物8件）も発生し、それによる死者は3名、重軽傷者は11名となっています。

また、この内の1件は衝突事故を起こしたトラック運転者の呼気からアルコールが検出されたとして、運転者が酒気帯び運転の疑いで逮捕された事案であり、飲酒運転の根絶に向け取り組んでいるなか、極めて悪質な飲酒運転事案が発生したことは運送事業の社会的信頼を失墜させるものであり、誠に遺憾です。

つきましては、運転者への指導や厳正な点呼の実施等の安全対策の徹底を図り、輸送の安全確保に万全を期するよう改めて傘下会員に周知をお願いします。

なお、北海道運輸局のホームページに本通達を掲載していることを申し添えます。

（参考）

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達等

<https://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>